



学校における特別支援教育 及び 就学までの流れ

岐阜市教育委員会
学校指導課 特別支援教育担当

今日の内容

- 1 特別支援教育とは
- 2 学校における特別支援教育の場
- 3 判定について
- 4 就学先決定までの流れ
- 5 望ましい就学先決定のために



Ⅰ 特別支援教育とは

「特別支援教育」とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向け主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別支援教育の推進について（平成１９年文部科学省通知）より

Ⅰ 特別支援教育とは

つまり・・・

発達に気がかりのある幼児児童生徒が、
一人一人に応じた支援・指導を受けることによって、
もっている力を最大限に伸ばし、
積極的に自立し社会参加できることをめざす



2 学校における特別支援教育の場

【小学校】

◆ 通常の学級

◆ 通級指導教室

(言語障がい、LD・ADHD等)

◆ 特別支援学級

(知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、難聴、病弱)

【特別支援学校】

(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱)

2 学校における特別支援教育の場

① 通常の学級

- ・ユニバーサルデザインの授業づくり

- ※どの児童生徒にも効果的な支援

- 整備された環境…教室前面には集中を欠くような掲示物は貼らない など
見通しのもてる学習…1時間の授業（学習活動）の流れが示してある など
視覚的支援 … 口頭による説明だけでなく、見てわかりやすい資料の併用、
タブレットの活用 など

- ・合理的配慮の実施

- ※個に応じたきめ細かな支援

- 席の配慮、グループの配慮、宿題の量や内容の調整、マス目の大きさ、ルビ、
デイジー教科書の使用、タブレットの活用 など

2 学校における特別支援教育の場

通常の学級には

★ハートフルサポーター

全小中学校に配置

通常の学級に在籍する児童生徒への支援

その子にとって必要な学習面や生活面の一部について支援を行う。

＜令和7年度＞

- ・小学校に98名
- ・中学校に32名

※各学校に1～3名の配置。

支援対象児童生徒の特に配慮に必要な時間を中心に、支援を行っている。

学校ごとの配置数は、毎年変動がある。

2 学校における特別支援教育の場

② 通級指導教室

通常の学級に在籍している児童生徒に対して、概ね週1～3時間程度、障がいに応じた専門的な指導を行います。

【言語障がい通級指導教室】

○自立活動

障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を養う

- ・正しい音の認知
- ・口腔機能を高める
口の動き、舌の動き
- ・構音の改善
- ・コミュニケーション など

【LD・ADHD等通級指導教室】

○自立活動

障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を養う

- ・自他の感情理解、状況理解
- ・情緒の安定、行動調整
- ・人間関係の形成
- ・コミュニケーション
- ・視覚、聴覚、体幹等の
トレーニング など

2 学校における特別支援教育の場

<R7年度 通級指導教室設置校>

	小学校			中学校
言語障がい	明郷小（4） 長良小（2） 柳津小			
LD・ADHD等	明郷小 徹明さくら小 華陽小 日野小 島小 三里小 加納西小 則武小（2） 長森南小 長森北小 常磐小 岩野田小 黒野小 茜部小（2） 鶉小（2） 七郷小	西郷小 市橋小（2） 鏡島小 厚見小（2） 長良西小（2） 早田小 合渡小 三輪南小 城西小 長良東小 長森西小 芥見東小 岩野田北小 長森東小 柳津小（2）	★岐阜小 ★梅林小 ★鷺山小 ★加納小 ★岩小 ★且格小	本荘中 加納中 長森中 島中 岐北中 草潤中（2） ★岐阜清流中 ★岩野田中 ★精華中 ★三輪中 ★厚見中

★巡回指導

2 学校における特別支援教育の場

③ 特別支援学級

障がいの状態や特性に配慮しながら、小学校に準じた教育を行います。
きめ細かな対応ができるように、少人数の編成がされています。
指導内容によっては、通常の学級の児童と一緒に学習することもあります。

◆知的障がい

- ・ 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活の適応が困難である程度のも

◆自閉症・情緒障がい

- ・ 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- ・ 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

2 学校における特別支援教育の場

◆肢体不自由

- ・補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの

◆難聴

- ・補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

◆病弱

- ・慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの
- ・身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

2 学校における特別支援教育の場

＜R7年度 特別支援学級設置校＞

障がい種	小学校 (義務教育学校 前期課程)	中学校 (義務教育学校 後期課程)
知的障がい	4 5 校 5 1 学級	2 2 校 3 0 学級
自閉症・情緒障がい	4 6 校 8 6 学級	2 2 校 3 7 学級
肢体不自由	市橋小学校	精華中学校
病弱（院内学級）	本荘小学校 長森北小学校 黒野小学校	本荘中学校 長森中学校 岐北中学校
難聴	明郷小学校	岐阜中央中学校

＊該当障がい種の特別支援学級が居住地の学校に設置されていない場合は、自宅住所から一番近い学校へ通う。指定学校区変更届の手続きが必要。

2 学校における特別支援教育の場

<特別支援学級の学習内容>

【知的障がい特別支援学級】

○教科の学習

一人ひとりの実態に応じた内容（下学年の内容も取り入れる）

○生活単元学習

自立的な生活に必要な事柄を体験的・総合的に学習する。
教科等を合わせた指導

○作業学習（中学校）

○自立活動

2 学校における特別支援教育の場

<特別支援学級の学習内容>

【自閉症・情緒障がい
難聴 肢体不自由 病弱 特別支援学級】

基本的には通常の学級のカリキュラムと同じ

○自立活動

障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を養う。

- ・心理的な安定
- ・人間関係の形成
- ・身体の動き
- ・コミュニケーション など

2 学校における特別支援教育の場

④ 特別支援学校

可能な限り自立し社会参加ができるよう、障がいの状態や発達段階に応じた教育内容、方法により、手厚くきめ細やかな教育を行います。

◆視覚障がい

- ・両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの。

◆聴覚障がい

- ・両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

2 学校における特別支援教育の場

◆肢体不自由

- ・ 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等の日常生活における基本動作が不可能又は著しく困難なもの
- ・ 上記の程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

◆病弱

- ・ 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの

◆知的障がい

- ・ 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- ・ 上記の程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

2 学校における特別支援教育の場

<特別支援学校の学校区>

◆視覚障がい

○岐阜県立岐阜盲学校（市内全域）

◆聴覚障がい

○岐阜県立岐阜聾学校（市内全域）

◆肢体不自由

○岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校（市内全域）

- ・岐阜県立羽島特別支援学校（国道21号線以南）
- ・岐阜県立関特別支援学校（三輪中、藍川東中、藍川中、藍川北学園校区）
- ・岐阜県立岐阜本巣特別支援学校（羽島、関特支の通学対象地域を除く）

2 学校における特別支援教育の場

<特別支援学校の学校区>

◆病弱

○岐阜県立長良特別支援学校（市内全域）

- ・岐阜県立羽島特別支援学校（国道21号線以南）
- ・岐阜県立関特別支援学校（三輪中、藍川東中、藍川中、藍川北学園校区）
- ・岐阜県立岐阜本巣特別支援学校（羽島、関特支の通学対象地域を除く）

◆知的障がい

○岐阜市立岐阜特別支援学校（市内全域）

- ・岐阜県立羽島特別支援学校（国道21号線以南）
- ・岐阜県立中濃特別支援学校（三輪中、藍川東中、藍川中、藍川北学園校区）
- ・岐阜県立岐阜本巣特別支援学校（羽島、中濃特支の通学対象地域を除く）

3 判定について

◆どんな判定があるの？

- ・ 特別支援学校（該当障害種）で指導することが望ましい
（視覚障がい 聴覚障がい 肢体不自由 病弱 知的障がい）
- ・ 特別支援学級（該当障害種）で指導することが望ましい
（知的障がい 自閉症・情緒障がい 肢体不自由 難聴 病弱）
- ・ 通級指導教室（該当障害種）に通級することが望ましい
（言語障がい LD・ADHD等）
- ・ 通常学級で留意して指導する

3 判定について

◆誰が

岐阜市教育支援委員会 30名

学識者、医療関係者、福祉関係者、行政関係者、
小・中・特別支援学校教員

◆いつ

個別の就学相談会（10月末→委員会:11月7日）

※夏の就学相談会（6月中旬→委員会:7月24日）

◆どのような方法で

「総合的判断」

- ・ お子さんの状態
- ・ 専門家の意見
- ・ 地域における教育体制整備の状況
- ・ 教育上必要な支援の内容
- ・ 本人、保護者の意見

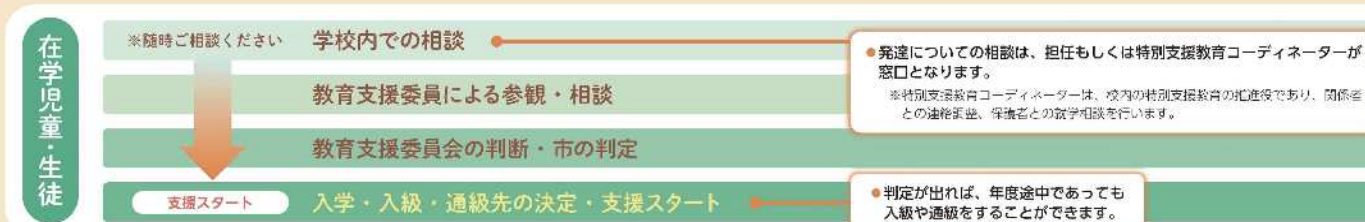
4 就学先決定までの流れ



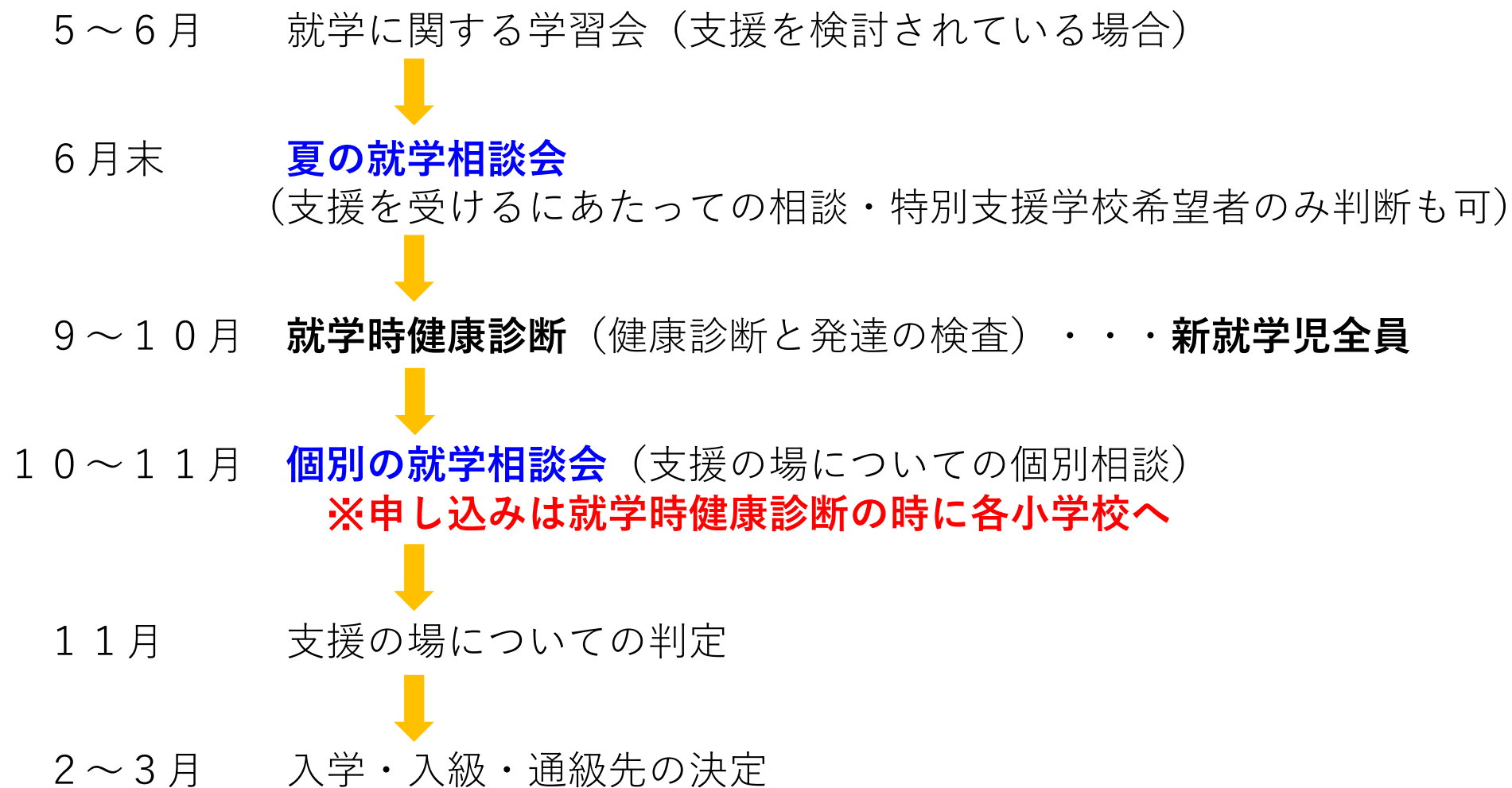
岐阜市教育委員会 特別支援教育のホームページ



早期に検討・対応することが、お子さんの
ニーズに応じた教育的支援につながります。



4 就学先決定までの流れ



4 就学先決定までの流れ

◆ 夏の就学相談会

ここへ参加された方に対し、個別の就学相談会までに、希望に応じて、市教委担当者が園等の参観を行います。

- ・ 期日 6月17日（火）、18日（水）、19日（木）、20日（金）
- ・ 場所 岐阜市教育研究所
- ・ 対象 就学前の年長児
- ・ 内容
 - ＜特別支援学校への就学に関わる相談＞
 - ※特別支援学校への就学希望児のみ
 - ・ お子さんの面談と、保護者との個別相談
 - ・ 一人50分程度
 - ・ 就学先の判定を出す(その後の判定の変更はできません)
 - ＜特別支援学級・通級指導教室への就学に関わる相談＞
 - ・ 一人15分程度
 - ・ 申込 岐阜市オンライン申請総合窓口サイトより保護者が各自で申込み
 - ※各保育園・幼稚園・児童発達支援事業所等へ案内を送付
 - ※学校指導課ホームページに掲載
 - ※広報ぎふ（6月1日号）に掲載

4 就学先決定までの流れ

就学時健康診断の際に、各小学校へ就学相談会への参加の意思を伝える。

◆ 個別の就学相談会

- ・ 期日 10月21日（火）、22日（水）、23日（木）、24日（金）
27日（月）、29日（水）、30日（木）、31日（金）
- ・ 場所 岐阜市教育研究所
- ・ 対象 4月から特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室での支援を希望する年長児
- ・ 目的 望ましい就学の間についての相談
- ・ 内容 発達検査、様子の観察、保護者との懇談（約1時間30分）
- ・ 申込 各小学校で実施される就学時健康診断にて、申し込みの案内用紙を配布します。
岐阜市オンライン申請総合窓口サイトより保護者が各自で申込み



就学相談会の後

「岐阜市教育支援委員会」にて審議し、判定を出します。

***この会に参加しないと4月から支援を受けることができません。**

5 望ましい就学先決定のために

どのように考えるか … 保護者と関係機関でよく相談を！

- * 「少し心配」という程度であれば、**まず通常の学級で学校生活をスタート**してみる。
その様子を見ながら、
必要であれば入学後に判定を受け、特別な支援が受けられるようにする。（判定の機会は、年に5回あります）
- * **最初から特別な支援を受けて**、学校生活をスタートする。
その様子を見ながら、
徐々に支援を減らしていき、特別な支援を終了する。

支援については、変更することができる

5 望ましい就学先決定のために

就学先の学校と繋がる

実際の学校を見る > 人から話を聞く

- ・どんな支援が受けられるのか。
- ・どんな子どもたちが通っているのか。
- ・学校の雰囲気
- ・先生方の様子

など

<学校見学会>

- *特別支援学校 … 6月～
- *小学校 … 7月～9月

小学校の窓口は教頭先生です。

7月上旬までに各学校に連絡をしていただくよう、対象の保護者にお知らせください。

5 望ましい就学先決定のために

特別支援学級・通級指導教室を希望する （視野に入れている）場合

- ・ 学校見学会に参加してください。
各小学校に **7月上旬までに** 申し込みをしてください。
（幼児支援教室を利用している方はエールぎふが取りまとめて申し込みます。）
- ・ 居住地の小学校が、教育委員会に対して設置の申請を7月末にします。そのために、**7月上旬までに** 特別支援学級や通級指導教室での支援を希望していること（視野に入れていること）を **小学校に** 伝えてください。
- ・ 具体的支援や配慮事項等については、是非学校と相談してください。

5 望ましい就学先決定のために

特別支援学校への就学を考える場合

- ・「特別支援学校」に就学する場合は、就学を希望する特別支援学校の教育相談を受ける必要があります。
- ・11月末には就学する学校を確定するため、それまでに教育相談を行っているか確認をお願いします。
- ・特別支援学校により異なりますが、8～9月頃に教育相談を開始するところが多いです。10月～11月は混み合うようです。

5 望ましい就学先決定のために

医師の診断書について

- ・「自閉症・情緒障がい特別支援学級」
「LD・ADHD等通級指導教室」を利用するときに
必要です。
(発達障がいにかかわる診断が無い場合は、
判定が出ません)
- ・その選択が視野に入る場合は、「個別の就学相談会」
に間に合うよう、9月頃までの受診を勧めてください。

5 望ましい就学先決定のために

就学に向けてのポイント！

- ・ お子さんの姿を知る。（現状、今後の成長の可能性）
- ・ 実際の学校（学級）を見学し、相談する。
- ・ お子さんにとって、どの教育の場が適切なのかを、様々な立場の方に相談しながら一緒に考える。
- ・ 判断は成長と共に変わる。
その時、その時、柔軟に考える。

5 望ましい就学先決定のために

保護者への対応で大切にしたいこと

＊子どもの気がかり等について日常的に交流する。
事実と具体的支援を詳しく伝える。

就学相談会を行うと、お子さんの園での様子を知らない保護者の方が多くいらっしゃいます。

ぜひ、連絡を多くとって、お子様の様子をお伝えください。

成功事例の支援方法を伝えることによって、保護者が、子どもの状況を客観的に受け止められるようになっていきます。

＊断定的に伝えない

×「少人数じゃないと無理。特別支援学級がいい。」

×「支援は必要ない。通常の学級で大丈夫。」

大切な一人ひとりの子どもたち

＊必要な支援は？

＊力を伸ばせる場は？

十分な相談をお願いします！

※不明な点、迷ったときは、市教委へ

